

示談と損害賠償

著者	?森 八四郎
発行年	1995-02-04
URL	http://hdl.handle.net/10112/00020485

示談と損害賠償

高森 八四郎 著

関西大学出版部

示談と損害賠償

高森 八四郎 著

関西大学
出版部

ISBN4-87354-176-X C3032 P5000E

定価5,000円 (本体4,855円)

示談と損害賠償

高 森 八四郎 著

関西大学出版部

凡例

本書所収論文において使用した略語の主なもの次のとおりである。

民商	民商法雑誌
法協	法学協会雑誌
法時	法律時報
曹時	法曹時報
金法	金融法務事情
ジュリ	ジュリスト
判タ	判例タイムズ
判時	判例時報
判評	判例評論
民録	大審院民事判決録
民集	大審院民事判例集、最高裁判所民事判例集
高民集	高等裁判所民事判例集
下民集	下級裁判所民事裁判例集

は し が き

わが国では、昔も今も、示談によって広く争いが解決されてきた。示談は民法上「和解」であって、これについて民法は紛争解決のための契約として、六九五条と六九六条の二ヶ条を制定した。それによれば、和解（示談）は、「互譲」によって「争いを止める」契約であると定義されている。江戸時代に「内済」とか「和済」とか呼ばれていたものもこれであった。和解がなされると当事者の争いは解決されて確定的な、争いのない法律関係が形成される。「確定効」と呼ばれるもので、のちに確証がでて、思惑ちがいが発見されても、もはや争いを蒸し返すことはできない。すなわち再争は禁止される訳である。

ところが、交通事故で示談をしたところ、被害者側に予想後の後遺症が発生したり、和解当事者間に争いも疑いもないこととして前提ないし基礎とした事情に誤りがあつたことが判明したり（例えば、二人の相続人間の遺産分割の額を互いに譲歩して和解して定めたところ、一方が全く相続人ではないことが判明した場合）したときに、あくまでも和解は有効で強制力があると固執することは、いかにもわれわれの正義の法感情にそぐわないと感じられるであろう。和解（示談）は時には、その効力が限定されたり、無効とされたりした方が妥当な解決であるようにみえる。民法はこれらの事態のために明文の規定を設けて対処していないので、和解契約の歴史や理論を深く考察して解決を探しなければならない。

本書は、右のような問題意識に基づいて、和解と示談をめぐる理論を多面的に究明したものである。一般人や初学者にもわかり易いものとなるよう努力したが、まだまだ難しい叙述になってはいないかとおそれている。ただ、和解や示談の効力に一人でも多くの人が興味をもってくれるならば、著者としてはこれに勝る喜びはない。読者の皆様が見聞や感想をお寄せ下さるよう心からお願いする次第である。

なお、本書は「関西大学研究成果出版補助金規程」に基づき、刊行されるものである。また、出版にあたり、関西大学の森本靖一郎事業局長、増地英一同次長、並びに出版部井内雄二課長、矢田敏男主任、服部真人主事補にはことのほかお世話になった。厚く御礼を申し上げたい。

平成六年十二月十二日

著者

目次

はしがき	一
一 紛争解決と契約	一
二 示談	二四
三 和解と錯誤	二六
四 和解の基礎の錯誤	二九
五 損害賠償と示談の拘束力	三〇
六 示談における前提合意と錯誤	三三
七 示談契約における免除の効力	三七
八 示談と共同親権	三九
九 和解（示談）と解除の遡及効	四三
附録一 和解	四四
附録二 裁判上の和解の成立を前提とする裁判外の和解の効力	四六
附録三 債権の効力	五〇